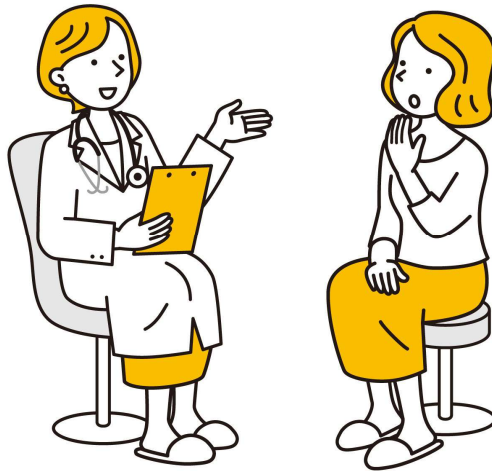


各務原市

建築物耐震診断事業

大地震による倒壊から、生命を守るため、
あなたも、お家の耐震診断をうけてみませんか？
耐震診断は、「人間の体に例えれば治療ではなく健康診断」です。
市は、みなさんの診断を支援します。



耐震診断とは……

阪神・淡路大震災において、木造住宅の倒壊率は古い住宅ほど高く、老朽化や耐力壁の少なさ、または、配置等バランスのわるさが倒壊の要因であるといわれています。

そこで、既存建物の耐震性を改めて確認することが必要となります。「耐震診断」は、建物がもつ構造状態を評価し、耐震性能を判定することです。

1. 事業の対象となる建築物 各務原市建築物等耐震化促進事業助成交付要綱 第3条参照

- ・旧基準建築物（昭和56年5月31日までに着工されたもの）
- ・耐震診断者（（財）日本建築防災協会が行う講習を受講したもの）が診断する建築物
※耐震診断者は下記の機関で紹介してもらえる
建築士事務所協会 TEL058-277-9211
上記協会内の建築相談窓口「建築安心110番岐阜」 TEL058-272-1411
- ・当該助成金の交付年度の1月末日を目途に事業完了報告及び支払いを完了してください。
1月末日までに完了しない場合は建築指導課と協議が必要です。

2. 助成額 各務原市建築物等耐震化促進事業助成交付要綱 別表より

- ・一戸建て住宅
助成対象経費の限度額は204,000円（**助成額の限度は136,000円**）
※助成金の額は助成対象経費の2/3以内を限度とし、1,000未満の端数は切り捨て
- ・一戸建て住宅以外の建築物
次の定める額に延べ面積を乗じて得た額を限度とする。

（ア） 延べ面積 1,000㎡以内の部分	4,580円/㎡
（イ） 延べ面積 1,000㎡超 2,000㎡以内の部分	2,350円/㎡
（ウ） 延べ面積 2,000㎡超の部分	1,570円/㎡

※助成金の額は助成対象経費の2/3以内を限度とし、1,000未満の端数は切り捨て
※設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は2,350,000円を限度として加算できる

3. 募集件数（令和8年度）

- ・申込期間 令和8年5月7日（木）～
- ・募集件数 予算の範囲内（申込順）
予算の都合や岐阜県との協議により、募集件数を変更する場合があります。

4. 事業実施前の提出書類

- ・耐震診断事業実施計画書（様式第1号）
- ・耐震診断費用の見積書の写し
- ・耐震診断者の資格者証等の写し（（財）日本建築防災協会が行う講習の受講終了証の写し等）
- ・構造担当者届（構造設計事務所に再委託する場合）
- ・図面（付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、面積表）
- ・共同住宅等の賃貸物件は、入居者全員の同意書
- ・代理取得同意書
- ・昭和56年5月31日までに着工されたことがわかる書類

5. 事業完了時の提出書類

- ・耐震診断事業完了報告書（様式第7号）
- ・耐震診断事業助成金交付申請書（様式第8号）
- ・耐震診断事業助成金交付請求書（様式第13号）
※日付及び交付決定番号は空欄で提出すること
- ・耐震診断結果報告書の写し（特定既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第14条第一号）の場合、岐阜県建築士事務所協会の「耐震評価委員会」又は岐阜県知事が認めた専門機関に諮られたもの）
- ・領収書の写し

6. 別表 耐震改修促進法における規制対象建築物一覧

用途		特定既存耐震不適格建築物 (法第 14 条)	指導対象となる特定既存耐震不適格建築物 (法第 15 条第 2 項)	耐震診断義務付け対象建築物 (法附則第 3 条、法第 7 条等)
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1000 m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数 2 以上かつ 1500 m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数 2 以上かつ 3000 m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む)
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1000 m ² 以上	—	—
体育館 (一般公共の用に供されるもの)		階数 1 以上かつ 1000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 2000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5000 m ² 以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
ホテル、旅館				
賃貸住宅 (共同住宅に限る)、寄宿舍、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 5000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 750 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1500 m ² 以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5000 m ² 以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場 (危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物を除く)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物				
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物 (道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超)	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物 (道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超)
防災拠点である建築物		—	—	耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

※□は耐震改修促進法第 14 条第一号の建築物を示す

※申請者が設計事務所に耐震診断を直接依頼せず、建物管理会社等を通して設計事務所に耐震診断を依頼する場合は下記による。

1. 事業実施前の必要書類
 - ・建物管理会社から申請者への見積書の写し
 - ・設計事務所から建物管理会社への見積書の写し
2. 事業完了時の必要書類
 - ・申請者と建物管理会社との契約書（委任状や注文書）の写し
（依頼内容、金額、日付等が分かるもの）
 - ・建物管理会社から申請者宛の領収書の写し
 - ・建物管理会社と設計事務所との契約書（注文書）の写し
 - ・設計事務所から建物管理会社宛の領収書の写し
3. 補助対象金額
 - ・補助対象金額は申請者から建物管理会社へ支払った金額ではなく、実際に耐震診断に掛かった費用となるため、建物管理会社から設計事務所へ支払った金額が補助対象金額となる。
（設計事務所登録がない者が間に入ることは構わないが、その者の取り分は補助対象にならない）